

## 千葉市消防局中長期計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の消防体制の目標とする姿を明確にし、今後の消防行政の指針となる千葉市消防局中長期計画について、必要な調査、検討を行うため、千葉市消防局中長期計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を検討する。

- (1) 千葉市消防局中長期計画の調査、検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会において必要と認める事項

### (委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、委員会において調査・検討を行った事項について、消防局長に報告する。
- 7 委員長は別表に掲げる者のほか、必要と認める所属長を委員に加えることができる。

### (関係者の出席等)

第4条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年10月11日から施行する。

別表

総務部	
総務部長	
総務課長	
人事課長	
施設課長	
消防学校長	
警防部	
警防課長	
救急課長	
指令課長	
航空課長	
予防部	
予防課長	
査察対策室長	
指導課長	
消防署	
中央消防署長	
若葉消防署長	